

# 産業建設委員会 会議録

日 時 平成31年3月14日（水曜日）  
午後1時30分開会、午後4時04分閉会  
場 所 第4委員会室

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

### (1) 付託された議案の審査

- ア 議案第 3号 土浦市駐車場条例の一部改正について
- イ 議案第 6号 土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
- ウ 議案第 8号 土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計条例及び土浦・阿見都市計画事業土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の廃止について
- エ 議案第 9号 土浦市肥育牛生産施設条例の廃止について
- オ 議案第 20号 土浦市農業センター条例の一部改正について
- カ 議案第 21号 土浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- キ 議案第 22号 土浦市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について
- ク 議案第 23号 土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正について
- ケ 議案第 24号 土浦まちかど蔵条例の一部改正について
- コ 議案第 25号 土浦市小町の館条例の一部改正について
- サ 議案第 26号 りんりんポート土浦条例の一部改正について
- シ 議案第 27号 土浦市都市公園条例の一部改正について
- ス 議案第 28号 土浦市下水道条例の一部改正について
- セ 議案第 41号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について
- ソ 議案第 42号 平成31年度土浦市一般会計予算～第1表歳入歳出予算歳出中（予算特別委員会分科会）～第5款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木費）、第11款（災害復旧費）、第2表債務負担行為中（風車周辺花壇設置及び管理委託料）
- タ 議案第 43号 平成31年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- チ 議案第 44号 平成31年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- ツ 議案第 48号 平成31年度土浦市下水道事業特別会計予算
- テ 議案第 49号 平成31年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- ト 議案第 50号 平成31年度土浦市水道事業会計予算

- ナ 議案第 51 号 神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の施行に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- ニ 議案第 53 号 市道の路線の認定について
- ヌ 議案第 54 号 市道の路線の廃止について
- ネ 議案第 55 号 訴えの提起について
- ノ 議案第 56 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
- ハ 議案第 57 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更に伴う財産処分について
- ヒ 議案第 58 号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第6回）～第1表歳入歳出予算補正歳出中第5款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木費）、第11款（災害復旧費）中第4項（産業関係災害復旧費）、第3表繰越明許費中第5款（農林水産業費）、第7款（土木費）
- フ 議案第 59 号 平成30年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）
- へ 議案第 60 号 平成30年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- ホ 議案第 64 号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第4回）
- マ 議案第 65 号 平成30年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算（第1回）

(2) 報告事項

- ア 工事発注状況報告について

(3) その他

4 その他

5 閉会

---

出席委員（9名）

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 委員長  | 小坂  | 博   |
| 副委員長 | 勝田  | 達也  |
| 委員   | 内田  | 卓男  |
| 委員   | 竹内  | 裕   |
| 委員   | 川原場 | 明朗  |
| 委員   | 寺内  | 充   |
| 委員   | 矢口  | 清   |
| 委員   | 吉田  | 千鶴子 |
| 委員   | 柴原  | 伊一郎 |

---

説明のため出席した者（12名）

|           |       |
|-----------|-------|
| 都市産業部長    | 塚本 隆行 |
| 建設部長      | 柴沼 正弘 |
| 商工観光課長    | 皆藤 秀宏 |
| 農林水産課長    | 室町 和徳 |
| 都市計画課長    | 佐々木 啓 |
| 建築指導課長    | 坂本 憲一 |
| 道路課長      | 和田 利昭 |
| 住宅営繕課長    | 櫻井 良哉 |
| 下水道課      | 岡田 美徳 |
| 公園街路課長    | 岡田 良一 |
| 水道課長      | 小林 正典 |
| 農業委員会事務局長 | 矢口 勉  |

---

|          |       |
|----------|-------|
| 事務局職員出席者 | 村瀬 潤一 |
|----------|-------|

---

|     |    |
|-----|----|
| 傍聴者 | 0名 |
|-----|----|

---

- 小坂委員長 只今から産業建設委員会を開催いたします。それでは早速、協議事項に入ります。付託議案の審査につきまして、始めに、議案第3号土浦市駐車場条例の一部改正について、執行部より説明願います。
- 岡田公園街路課長 議案No.1, 11ページをお願いいたします。今回の条例改正の背景でございますが、近年、民間駐車場の増加及び駐車料金の低減化により、市営駐車場の利用状況が低迷しています。料金の低減等により、利用者を増加させ、駐車場経営の軽減化を図るものでございます。条例改正の内容でございますが、土浦駅東西駐車場1日の最高限度額1,500円を1,000円に、1ヶ月の定期駐車料金1万2,300円を1万円に、また、土浦市内西駐車場の1ヶ月の利用料6,480円を6,600円に改めるものです。また、普通旅客自動車で、土浦市駅東駐車場に駐車する場合の駐車料金の但し書きを削除。また、60分までを1時間に改めるものでございます。12ページをお願いいたします。自動二輪車の料金を表のとおり、1時間ごと100円。1日の最高限度額500円。1ヶ月の定期料金5,000円を設定するものでございます。13ページをお願いいたします。施行の期日でございますが、平成31年7月1日から施行するものです。但し、内西駐車場の改正の規定は、平成31年10月1日から施行するものでございます。説明につきましては、以上でございます。
- 小坂委員長 只今の説明について、何かご質疑はございますか。
- 竹内委員 私が本会議で、アルカスができると、駐車場が手狭になるんじゃないのか、自転車の駐輪場を少し見直しした方が良くないんじゃないかとか、言った記憶があるのですが、様子を見て、状況を見て対応するということだったんですけれども、これ、図書館とか市民ギャラリーとかできても、やっぱり利用者は増えなかったですか。ということだよ。これ、車も自転車もどっちも。皆どこへ行っちゃったのかね。その辺について。
- 岡田公園街路課長 図書館、市民ギャラリー、確かに利用者は増えています。ただ、今年度につきましては、駅ビルの改修等もありまして、それで、減額があり、利用者が上がらなかったのも事実でございます。
- 竹内委員 私が図書館には、そんなに、まめには行かないんですが、かなり空いているんだなと思ってね。当時予想したようなこと。車で図書館、市民ギャラリーに来る人がいないんだなと実感しておりますけれども、皆さんどうやって来るんだろう。バスとか電車で来るのかね。入館者数60万人来ているのに。分かりました。ありがとうございました。
- 吉田(千)委員 お伺いしたいのが、自動二輪車の件なんですけれども。前の踏襲した形で、変わってはいないのでしょうか。
- 岡田公園街路課長 自動二輪車につきましては、以前、指定管理者時代に、この料金で自動二輪車を受け入れておりました。指定管理者制度が終了した後も並行してやっておりました。条例の部分に無かったものですから、今回、改めまして条例に制定するような手続きをとらせていただきました。

- 吉田（千）委員 自動二輪車につきまして、外部の、いわゆる民間の所との整合性についてはどんな感じなんでしょうか。
- 岡田公園街路課長 なかなか民間の駐車場で、大型の自動二輪車を取り扱っている所は少ないと伺っております。今回も自動二輪車につきましては、駅東口駐車場の管理室から見える所に、駐車スペースではない部分があるんですが、そこを自動二輪車の駐輪場として開放し、対応しております。
- 吉田（千）委員 民間が、どの程度なのかを含めて・・・。
- 岡田公園街路課長 市営の駐輪場で、原付の自動二輪を取り扱っているんですが、それに関しまして、原動機付自転車の料金が、1ヶ月で一般の方で3,740円。学生では2,985円となっておりますので、大型バイクの料金については、それほど高い設定ではないかと思っております。
- 吉田（千）委員 東京に通う方が、利便性が図られているということで扱っていると思うんですけど、できれば要望ですが、自動二輪の方も様々に検討していただいて、料金がもうちょっと安くなるのだろうか、その辺を検討していただければということで、これは要望といたします。
- 小坂委員長 では、要望ということでよろしく申し上げます。
- 内田委員 前にも言ったんだけどね、市営西口駐車場のトイレが汚いんだよな。どういう発注の仕方をしているんだか分からないが、恐らくああいふ公共のトイレって1日最低2回は掃除しないとだめだよな。喫茶店でもレストランでも物販でもトイレが汚い店は、良い店ではありません。駐車場も同じです。発注の仕方が悪いんじゃないかと思うんだよ。
- 岡田公園街路課長 このあと平成31年度の予算の方でもお話しをさせていただく予定だったんですが、西口の駐車場のトイレにつきましては、確かに供用開始して21年が経過しておりまして、見た目にも、掃除しても、きれいにならない状態になっております。その他にも色々支障が出ておりますので、トイレの改修工事の実施設計を新年度に要求させていただいて全面的な改修計画をしております。
- 内田委員 よろしく申し上げます。ただ、物理的にだめだとかじゃなくて、汚れているのよ。色んな物が散らかったりしている。要するに古くてもきれいにしていると汚くしているのでは違うんだよ。それを徹底してもらいたいんだよ。値下げしたから汚いと言われないように。
- 岡田公園街路課長 そこは徹底します。
- 寺内委員 今、岡田課長が説明したんだけど、民間がバイクを預からないというのは、多分分かっていると思うんだよ。結局、割に合わないんだよ。例えば、いたずらされた時には、管理責任があるから、それを弁償しなければならないということになるよね。だから、民間の駐車場では大型のバイクは預からないんだよ。今度は、市役所で預かってくれるということになった時に、バイクに付いてた部品が無くなっちゃったんで弁償してくれて話になったら、とてもじゃないけれど何千円かで預かっても、割に合わない話しになると思うんだよ。だから、預かるのは分

かるけれども、人が見える所で預からないと、そういうふうになるから、人の見える所で預かるということになったんでしょ。だから、そういうことはちゃんと説明しないと分からないんだよ。だから、民間が預からないのは、何千円かで何万円の弁償はできないから。だから、駅周辺の民間の駐車場では大型のバイクを持って行ったって預からないんだよ。車と同じスペースを使うなら、それ相応の金額を取れるけれども、オートバイだから取れないから値段を下げるとなっても、その補償が大変だから、新年度でやるとなっても、そのところは気を付けて下さい。そこは分かっているから答弁しなくていいから。駅前周辺は、地価が高いし固定資産税も高いので、民間の駐車場は下げたくても駐車場の料金は下げられないんだよ。その辺は民間の駐車場とは話しをしているよね。

○岡田公園街路課長 駐車場組合と共同でやっておりますので、駐車場組合には、お話をさせていただいております。

○寺内委員 了解しました。そういうふうにしていけば、やり易いと思うので、調整してやって下さい。これは要望です。

○内田委員 今回の値下げ、大変結構です。但し、一般市民に分からせる方法というか、宣伝ね。これだけになりましたよというのをどうやってやるの。どういうふうに考えているの。

○岡田公園街路課長 今回の料金改訂につきましては、7月1日から3ヶ月間の周知期間を設けさせていただいております。その他に、どうしても行政が経営しているので、なかなか目立つ場所に、1日当たり最大幾らという看板が出せない状況でございます。良く見れる場所に、まず垂れ幕等を掛ける。これが良いかどうか分かりませんが、この他に、広報紙等でも周知できればと考えております。

○内田委員 駐車場の壁に、川の方に向けて看板を立てても良いけれど、やっぱりでっかいのをやるべきだな。そういうことが一番大事だよ。よろしく。

○吉田(千)委員 ホームページ等にも掲載をお願いしたいと思いましたが、よろしくをお願いします。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第3号土浦市駐車場条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案どおり決しました。次に、議案第6号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、執行部より順次説明願います。

○小林水道課長 議案No.1, 25ページの方をお願いします。内容でございますが、学校教育法の一部改正に伴い、技術士施行規則が一部改正されたことによりまして、本市の水道技術者の資格の条例改正が生じたものでございます。具体的には、水道布設工事の資格基準に専門職大学前期課程を加える改正、もう1つは、資格取得の

ための選択科目の改正でございます。施行期日は、平成31年4月1日からとさせていただきます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第6号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案どおり決しました。次に、議案第8号土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計条例及び土浦・阿見都市計画事業土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の廃止について、執行部より説明願います。

○佐々木都市計画課長 同じ資料、31ページをお願いいたします。こちらにつきましては、駅北事業でございます。今年度を持ちまして、事業が完了いたします。また、その会計につきましても清算となりますことから、この2つの条例につきまして廃止いたしたいと思っております。資料1枚おめくりいただきまして、33ページをお願いいたします。33ページの中程に(1)、(2)に掲げる条例を廃止するというところで、条例の概要でございますが、(1)につきましては、駅北事業の特別会計条例でございます。(2)につきましては、施行規則を定めていた条例でございます。これら2つの条例を廃止するものでございます。付則の1にお示しさせていただいておりますが、この条例は平成31年4月1日から施行となります。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第8号土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計条例及び土浦・阿見都市計画事業土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の廃止については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案どおり決しました。次に、議案第9号土浦市肥育牛生産施設条例の廃止について執行部より説明願います。

○室町農林水産課長 同じ資料の35ページをお願いします。1枚おめくりいただき37ページをお願いします。土浦市肥育牛生産施設条例における肥育牛生産施設につきましては、昭和57年に旧新治村が農林業同和対策事業を活用して建設した共同畜舎で、市が農業団体に貸し付けているものです。先般、現在の使用者から、本年度をもって施設の使用を取りやめたい旨の申し出があり、施設の老朽化が著しく、今後の利用に適さないことから、当該施設条例の廃止を行うものでございます。な

お、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとします。条例改正の説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○竹内委員 父親が現職の衆議院議員の時に見に行った時がありまして、一番最後には、何頭位、肥育牛はいたのですか。

○室町農林水産課長 隣に、個人所有建物の中に肥育牛がいて、こちらは主に堆肥舎として使っているだけで、肥育している状況はありません。

○柴原委員 壊すのはいつになるのか。

○室町農林水産課長 この後、一般会計の予算について説明させていただきますが、来年度に撤去工事を予定しております。現状復帰ということがありますので、更地にして、客土して、植樹するような形で考えております。

○小坂委員長 他に、ございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第9号土浦市肥育牛生産施設条例の廃止については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案どおり決しました。

次に、議案第20号土浦市農業センター条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○室町農林水産課長 同じ資料の81ページをお願いします。議案第20号土浦市農業センター条例の一部改正についてご説明いたします。土浦市農業センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。1枚おめくりいただき83ページをお願いします。1つ目が、第7条第1項中「付属施設」の「付」を「附」とし「附属施設」に改めます。第8条第1号及び第15条第1号中「を乱し、又は善良な」を「又は善良の」に改め、他の条例との表現を統一化するものです。次に、別表につきましては、上段の表を下段の表のとおり、土浦市農業センター利用料金を改定するものです。これは、平成31年10月に予定されている消費税率引き上げに伴い、消費税が転嫁されている利用料は、消費税率引き上げに伴う税負担の適正な転嫁の趣旨から、消費税率引き上げ相当分2%を目途に増額するものです。付則としまして、1番として、この条例は、平成31年10月1日から施行する。2番として、この条例の施行の日の前に、この条例による改正前の土浦市農業センター条例の規定により、同日以後の土浦市農業センターの利用の許可を受けた者に係る料金については、この条例による、改正後の土浦市農業センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。説明については、以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明につきまして、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第20号土浦市農業センター条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。



(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案どおり決しました。次に、議案第21号土浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○岡田下水道課長 同じ資料87ページをお願いいたします。消費税の改正に伴いまして、条例を改正するものでございます。条例第13条中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。施行日は、平成31年10月1日からでございます。付則について、旧税率から新税率に対応するため、使用料の消費税に関する経過措置を設けるものでございます。説明は、以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第21号土浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案どおり決しました。次に、議案第22号土浦市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○皆藤商工観光課長 同じ資料の91ページをお願いいたします。こちらは、消費税の改正に伴う施設利用料金、附属設備等の利用等を改正するというものであります。まず、一番上の第8条第1号中「を乱し、又は善良な」を「又は善良の」に改めるものでございます。続きまして、第10条中第3項を第4項といたしまして、第2項の次に、次の1項を加える。次の1項というのは、下の3番利用料金のうちトレーニング室、多目的ホール及び工芸室の個人利用に係るものは、次に掲げる回数券を用いて納入することができる。(1)、(2)、続きまして、第14条第1号中「善良な」を「善良の」に改めるというものでございます。1枚おめくりいただきまして92ページ施設利用料の改正後の施設利用料金でございます。93ページから94ページ、こちらが附属設備の改正後の利用料金表となっております。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第22号土浦市勤労者総合福祉センター条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案どおり決しました。次に、議案第23号土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○皆藤商工観光課長 同じ資料の99ページをお願いいたします。平成31年10月1日からの消費税率の改正に伴います施設利用料金を改正するものでございます。上

の第9条第1条中「を乱し、又は」を「又は善良の」に改めるものでございます。第11条第1条中「料金（以下「使用料」という。）を「使用料」に改めるものでございます。第16条第1条中「を乱し、又は善良な」を「又は善良の」に改めるものでございます。こちらにつきましても、他の条例と表現の統一化を図ったものでございます。続きまして、真ん中辺りの別表中の左側でございます。こちらは、今現在の料金でございます。こちらを右側の料金に改める内容となっております。この条例につきましても、平成31年の10月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第23号土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案どおり決しました。

次に、議案第24号土浦まちかど蔵条例の一部改正については、執行部より説明願います。

○皆藤商工観光課長 議案書の103ページをお願いいたします。こちらの条例の一部を改正につきましても、平成31年10月1日からの消費税率の改正に伴う施設料金、施設利用料を改正するものでございます。まず、第8条中第1号及び第15条第1号中の「を乱し、又は善良な」という言葉を「又は善良の」に改めるというものでございますが、こちらは他の条例との表現の統一化を図るものでございます。続きまして、別表中の左側、こちらが現行の料金でございます。そちらを右側の表の金額に改めるものでございます。表に備考として、次のように加えるということで、「午前と午後を引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。」ということでございますが、今まで記載が無かったものですから、記載させていただいたというものでございます。こちらの条例についても、平成31年10月1日から施行させていただくものでございます。説明については以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第24号土浦まちかど蔵条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案どおり決しました。

次に、議案第25号土浦市小町の館条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○皆藤商工観光課長 議案書の107ページをお願いいたします。こちらの条例の改正につきましても、消費税率の改正に伴いまして、施設料金を改正するものでござい

ます。第8条第1号及び第15条第1号中「を乱し、又は善良な」、こちらを「又は善良の」に改めるものでございます。こちらも他の条例と表現を統一化するものでございます。別表中の上の段の金額で、利用料金につきましては、今現在の利用料金でございます。下の段の金額は、条例改正後の金額でございます。施行期日は、平成31年10月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第25号土浦市小町の館条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案どおり決しました。次に、議案第26号りんりんポート土浦条例の一部改正については、執行部より説明願います。

○佐々木都市計画課長 議案書の111ページをお願いいたします。こちら消費税率の改正に伴い利用料金を改定いたしたいというものでございます。内容につきましては、中程につけさせていただきました別表第1、こちら物品の販売等でございます。別表第2が多目的室の利用料でございます。なお、施行日につきましては、下の付則の所に付けさせていただきましたが、平成31年10月1日からとしております。説明につきましては、以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第26号りんりんポート土浦条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案どおり決しました。次に、議案第27号土浦市都市公園条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○岡田公園街路課長 議案書の115ページをお願いいたします。別表第2が映画等の撮影の使用料。別表第3その1が、水郷プールの使用料。その2がテニスコートの使用料となっております。それぞれ平成31年10月1日からの消費税率の改正に伴います施設の使用料等の改定を行うものとなっております。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第27号土浦市都市公園条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案どおり決しました。

次に、議案第28号下水道条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○岡田下水道課長 議案書No.2の119ページをお願いいたします。改正内容につきましては、文言の改正と消費税率の増に伴うものでございまして、第3条第6号中「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に改めるものでございます。次に、第18条第1項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。施行日につきましては、平成31年10月1日から施行するものでございます。また、その他付則につきましては、旧消費税率から新消費税率に対応するため、使用料の消費税に関する経過措置を設けるものでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第28号土浦市下水道条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案どおり決しました。次に、議案第41号土浦市水道事業給水条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○小林水道課長 議案書No.2の201ページをお願いいたします。第5条第1項において、「厚生省」を「厚生労働省」に文言を修正するものでございます。また、第23条、第26条第1項第1号及び第29条第1項中におきまして、現行の消費税率「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。施行日は、平成31年10月1日から施行となっております。経過措置といたしましては、付則の2に経過措置を設けております。説明については以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第41号土浦市水道事業給水条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第41号は、原案どおり決しました。これからは、予算特別委員会分科会としての審査となります。議案第42号平成31年度土浦市一般会計予算～第1表歳入歳出予算歳出中第5款(農林水産業費)、第6款(商工費)、第7款(土木費)、第11款(災害復旧費)、第2表債務負担行為中(風車周辺花壇設置及び管理委託料)について、執行部より順次説明願います。

○矢口農業委員会事務局長 平成31年度の予算書の141ページをお願いいたします。第5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費につきましてご説明いたします。1節報酬は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員10名及び非常勤職員2名の報酬でございます。2節給料から4節共済費につきましては、職員6名分の人件費でございます。19節負担金補助及び交付金は茨城県農業会議など5団体に対し

ます負担金等でございます。以上が農業委員会費でございます。よろしくお願いいたします。

○室町農林水産課長 同じく141ページをお願いします。2目農業総務費でございます。こちらは農政推進に関わる一般経費で、主な経費は、職員人件費と特別会計への繰出金でございます。2節給料から1枚めくっていただきまして、142ページをお願いいたします。3節職員手当等及び4節共済費までについては、職員人件費として、農林水産課、農業公社、小町の館、農集職員、計20人分でございます。28節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金となります。次に、3目農業振興費でございます。農業経営の安定を図るため、農業振興地域の管理事業や野菜、花き、果樹等の振興対策の他、土浦ブランドアッププロジェクト推進事業、人・農地プランの策定や農作物有害鳥獣被害対策等、地域農業の振興を図るものでございます。昨年に比べて2,923万7,000円の減となっておりますが、その主な理由としては、土浦ブランドアッププロジェクト推進事業の地方創生交付金事業が終了したことによるものと、農協営農指導推進事業補助金を交付しておりました土浦農協が2月に広域合併したことにより、補助金の使途が市内に限定することが困難となったこと、及び他の市町村では補助を交付していないことから、平成31年度から補助を削減するものでございます。それでは、主な節についてご説明いたします。13節委託料は、農業センターの管理運営のための指定管理料。有害鳥獣であるイノシシなどの捕獲を行う猟友会への委託料でございます。19節負担金補助及び交付金の内、負担金は、土浦農業改良普及事業推進協議会から次のページの茨城をたべよう運動推進協議会まで、広域的に取り組む事業に対する事業負担金でございます。次に、143ページでございます。補助金の内、農作物有害鳥獣被害対策補助金は、農作物被害防止のために、農協が主体となって、イノシシ、カラス、ムクドリ等の捕獲活動を行うことへの助成でございます。次に、新規狩猟免許取得補助金は、イノシシのわな免許取得のための補助金ですが、狩猟を行う猟友会の会員については、高齢化及び会員の減少傾向があり、有害鳥獣捕獲実施者の確保が難しくなっていることから、狩猟免許取得に必要な費用の一部を補助するものでございます。次に、農業次世代人材投資資金は、人・農地プランに位置付けられた新規就農者に対する就農支援のための給付金です。次に、機構集積協力金は、平成27年度から実施しております農地中間管理制度で、茨城県農地中間管理機構への農地貸付け者に対する支援金で、事業に取り組む地域において、担い手に一定割合以上の農地が、貸付られた場合に交付されるもので、県から市を經由して、地域及び農地貸付け者へ支払われるものでございます。次に、4目水田農業構造改革対策費でございます。米の生産調整に対する転作作物の生産奨励のための産地づくり対策補助金、国の経営所得安定対策事業の推進事務費でございます。8節報償費は、地域の農業者の代表である農家組合長等に、市の窓口として、各農家への農業に関する配布物や各種事業実施の取りまとめ等をお願いしており、その協力に対する支払いでございます。19節負担金補助及び交付金の産地づくり対策支援事業補助金は、米

の生産調整のために、転作作物の定着化を図るもので、生産調整を達成した個人に対しては、10,000円/10a。集落に対しては、生産調整奨励を行い、推進を図っているものでございます。次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、転作、米、畑等の所得補償制度の事務手続きを行います土浦市農業再生協議会への国からの事務費補助で、市を経由して交付するものでございます。5目農業近代化対策費は、農業の近代化を図るため、農業者の施設整備や農業機械の導入等の資金の借り入れに対する利子補給と優良種苗導入のための資金貸付け事業でございます。21節貸付金の優良種苗導入資金貸付金は、グラジオラス、アルストロメリア等の優良な球根、苗の導入のため、農協を通じまして花き生産者に、利率0.8%で貸し付けられ、年度末に農協から元金及び0.8%の利子が償還されるものでございます。6目農業担い手育成対策費は、農業の担い手育成のための農業経営士等の活動助成と担い手生産組織育成事業が主なものでございます。7目畜産費は、家畜の伝染病等の防疫対策や乳牛の改良、放牧育成事業等でございます。8節報償費は、家畜の伝染病等の予防接種や検査等に従事している指定獣医師2名への報償費等でございます。1枚おめくりいただき144ページをお願いいたします。13節委託料、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費につきましては、先程、議案の中で説明させていただきました土浦市肥育牛生産施設条例の廃止についての中の下坂田地区にあります共同畜舎の解体に係る予算要求となります。畜舎の撤去工事や現状復帰に係る整地工事や土地境界復元測量委託となります。19節負担金補助及び交付金の内、負担金は、県内の全農・JA等の農業団体と県内44市町村で構成しております茨城県畜産協会に対する負担金で、この協会は、畜産経営や飼育管理技術の指導、自衛家畜防疫の推進、畜産物生産のための検査等に取り組んでいる団体です。次、補助金の内、土浦市家畜衛生指導協会は、家畜伝染病の防疫体制強化を図るため、県家畜保健所や畜産農家等で組織し、予防注射、畜舎消毒、防疫のための情報提供等を推進しております。次に、8目農地費は、営農効率を高め、農業経営の安定を図るために、農道や水路を整備するための経費と土地改良事業等を推進するための負担金等の計上でございます。次に、11節、需用費の内、説明欄一番下の修繕料は、主に水路、農道等を補修するための経費の計上でございます。13節委託料の内、かんがい排水及び農道整備実施設計委託料については、平成31年度実施予定の2地区の実実施設計委託料となります。145ページをお願いいたします。次に、15節工事請負費、PCB設備交換工事費につきましては、上備前排水機場で使用されております機器の中において、PCBが含まれ、そちらは、土浦市がPCBを一括して処分することから、処分にあたり、機器を交換するために、予算を計上するものでございます。次に、かんがい排水及び農道整備工事費につきましては、農道改良1地区、農道舗装1地区、排水路整備1地区の工事費となっております。1枚めくっていただき146ページをお願いいたします。説明欄中段にございます農業用河川工作物応急対策事業負担金は新規事業でございます。事業内容は、農業用河川工作物の整備補強、撤去及び撤去に伴う整備を行う事業でございます。上坂田地

区にある桜川排水樋管の2箇所を撤去する事業として、県営事業での実施するために、計画調査を行うもので、事業費の2分の1を負担するものでございます。2項林業費1目林業振興費は、民有林整備のための間伐や下刈り等の事業を実施しております。147ページをお願いいたします。13節委託料の身近なみどり整備推進事業委託料は、荒廃した民有林を、県税の森林湖沼環境税を活用し、市が直接施工により下刈りや除間伐を実施するものでございます。続いて、水産業費でございますが、3項水産業費1目水産業振興費は、水産振興のため、水産資源の増大と水産物の消費拡大事業でございます。私の方からは以上でございます。

○皆藤商工観光課長 予算書151ページをお願いいたします。6款商工費1項商工費1目商工総務費につきましては、商工観光課職員12名と観光協会へ派遣しております職員1名分の人件費でございます。続きまして、2目商工業振興費でございます。主なものは中小企業の支援に掛かる経費でございます。最初に、本年度と前年度の予算比較としまして4,211万5,000円の予算減額となっておりますが、理由としましては、自治振興金融保証料補給金が900万円の減額、自治金融制度利子補給金が720万3,000円の減額、企業誘致奨励金が3,125万6,000円の減額、これらが主な理由でございます。それぞれの減額理由については、各節で説明させていただきます。続きまして主な節について説明させていただきます。13節委託料につきましては、商工会議所に委託を行っております中小企業振興資金の融資あっ旋事務の委託料と勤労者総合福祉センターの指定管理料でございます。こちらの勤労者総合福祉センター指定管理料でございますが、前年と比べまして396万9,000円程、増額となっております。こちらは、指定管理しております産業文化事業団、平成30年度中に人事異動がございましたので、その分の人件費の増額でございます。続きまして19節負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、自治金融の保証料・利子の補給金、商工会議所等への補助金、また、企業誘致のための奨励金等でございます。負担金につきましては、4件、前年同額の計上でございます。続きまして、補助金でございますが、まず、産業祭でございますが、カレーフェスティバルと同日の開催といたしまして、開催場所はモール505を予定しているところでございます。予算額が、前年に比べまして、118万円の減額となっておりますが、こちらの理由につきましては、産業祭の中の農業祭の部分につきまして、JA水郷つくばさんが参加していただけるということになりましたので、農業祭分の予算が減額となったというものでございます。続きまして、自治振興金融保証料補給金につきまして900万円の減額をしておりますが、平成25年度に法律が改正となりまして、平成26年度に、多くの方が利用となりましたが、その方たちの保証期間が終了したことや最近では利用者が減ったことが、減額とする理由となっております。次の自治金融制度利子補給金、こちら702万3,000円の減額でございますが、理由としては、先程の自治振興金融保証料補給金と理由は同じ内容となっております。続きまして、152ページをお願いいたします。企業誘致奨励金でございますが、平成30年度につきまして

は、7社に対して奨励金を交付しておりましたが、来年度は4社を予定しているところでございます。続きまして、こちらは新規事業になりますけれども、移住・新規就業者支援金でございます。こちらは、本市に移住して、新たに就業する者に対して移住支援金を交付するというものでございます。交付支援金の金額につきましては、単身移住者は60万円、世帯移住者は100万円でございます。平成31年度の予算といたしましては、単身移住者2名分、世帯移住者は、2世帯分を計上したところでございます。続きまして、3目商業近代化促進事業費でございます。この事業につきましては、中心市街地活性化の推進を図るためのものでございます。13節委託料につきましては、まちなか交流ステーションほっとOneの運営委託料でございます。中心市街地商店街シャッターアート事業の運営委託料でございます。また、前年度までは、使用料及び賃借料がございました。賃借料としてランナーズビレッジ開催時のテント等のリース料として38万円程ございましたが、31年度よりかすみがうらマラソン実行委員会の予算、また、出店される方からの出店料、こちらをもって開催することとなりましたので、平成31年度は、計上はしていない状況でございます。また、使用料といたしまして、パブリックビューイング事業では、年間50万円の予算を計上しておりましたが、市内で撮影された映画についてパブリックビューイングを3年前から行ってきたところですが、最近は観覧する方が減っておりますので、今後は、映画の上映は実施せず、高校野球や相撲等のパブリックビューイングを実施して行く予定でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらは、空き店舗への新規出店者に対する補助、中心市街地開業支援事業補助金や活性化バス運行支援事業キララバスでございます。こちら中心市街地開業支援事業でございますが、来年度より、家賃補助に加えまして、改装費の一部も補助対象とすることで、商業・業務機能のより一層の促進を図るものでございます。続きまして、食のまちづくり事業補助金の240万円につきましては、カレーフェスティバルの開催に関する補助金でございます。平成30年度までは、委託料で計上しておりました、食のまちづくり推進協議会に事業委託していたところですが、カレーフェスティバルも次回で16回を迎え、当初から事業を委託している食のまちづくり推進協議会の会員も38名になりまして、来年度以降は、事業者部会の方に事業をやっていただくということで、31年度より、補助金として計上したものです。続きまして、活性化バスの事業補助金につきましては、前年に比べまして392万1,000円の増額となっております。理由といたしましては、バスの運行を民間に委託しておりますけれども、燃料費や人件費の高騰により、委託金額が増額になったものでございます。続きまして、4目勤労青少年ホーム運営費でございますが、こちらは、土浦市勤労青少年ホームの人件費及び管理運営経費でございます。153ページをお願いいたします。続きまして5目観光費でございます。この事業経費は、本市の観光振興事業全般に係るものでございます。前年度の予算に対しまして2,669万5,000円の増額となっておりますが、主な理由としましては、19節負担金補助及び交付金の補助金の中の産業文化事業



団本部運営補助でございます。こちらが31年度は、職員2名が退職するための退職金分を予算計上しており、その増額分でございます。続きまして、主な節について説明させていただきます。13節委託料につきましては、まちかど蔵、水郷、小町の館等の指定管理料の他、霞ヶ浦サイクルツーリズム推進事業に係る委託料でございます。30年度にはあって、31年度に計上していない事業として、建築物定期点検委託料がございましたが、三年に一度の点検でございますので、31年度は計上してございません。次に、観光基本計画策定委託料がございましたが、こちらは、今年度、策定予定でございます。小町の里環境整備事業委託として、小町の館周辺への花を植える事業を展開しておりましたが、7年が経過しており、29年度より小町の館でも指定管理料の中で、花を植える等の事業を展開しておりますので、商工観光課での事業は30年度で終了としたところです。続きまして154ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金でございます。負担金につきましては、茨城県観光物産協会事業負担金他5件でございます。補助金につきましては、土浦市観光協会や産業文化事業団の事務事業に対する補助金の他、キララ祭りや水郷イルミネーション等のイベントの補助金でございます。155ページをお願いいたします。6目花火大会費でございます。第88回土浦全国花火競技大会の運営等に関する事業費でございます。30年度には、13節委託料として、花火をモチーフにしたプロジェクションマッピング事業と花火大会をPRするための映像をJR中央線や品川駅で放映した花火大会映像上映会事業につきましては、地方創生推進交付金を活用して開催していました。交付金は30年度で終了となりますことから、来年以降の花火大会PR方法等については、花火大会実行委員会において新たなPR方法を検討し実施してまいりますので、委託料の計上をしなかったものです。説明は以上でございます。

- 小坂委員長　ここで、説明の方を一旦切らせていただきまして、ご質疑をお受けいたします。
- 勝田副委員長　2つあります。農林水産課長、午前中の歳入の説明の時にブランドアップ事業の説明が入っていなかったと思いますが、あれ、やらないんですか。
- 室町農林水産課長　地方創生交付金に関しましては、平成30年度終了ということでございますので、市単独で事業を行っていくことで、平成31年度から予算を計上していく予定でございます。この予算書の中で簡単に説明させていただきますけれども、142ページをお願いいたします。142ページの中の3目農業振興費の8節報償費の中に、この中にブランドアップ協議会の委員の報酬と講演会の講師への講演料等を予定しております。その他には、11節需用費の中の消耗品費の中にブランドアップ協議会で開発した加工品による料理教室等を予定しており、その加工品用の資材として考えております。また、12節役務費の方に通信運搬費がございましたが、この中では、都内等でブランドのPR等を行うための品物の運送料等が入っております。
- 勝田副委員長　ありがとうございました。折角続けているので、少ない予算は課長の

アイデアで是非よろしくお願ひします。もう1つは、商工観光課長にお伺ひしたいんですけれども、中心市街地で開業する場合に家賃補助、改装費を出していますよね。その辺というのは、去年の実績から予算を考えますと、手を挙げて、これはいっばいだから、使えなくなりましたということはあるんですか。それとも、手を挙げてきた人は皆さん使えるということなんですか。

○皆藤商工観光課長 今年度には、まだ、予算に余裕がありますので大丈夫なんですけど、前年度につきましては、7月の段階で予算が足りなくなるのが分かりましたので、9月で補正をさせていただいて、皆さんに活用していただいたということです。

○勝田副委員長 予算なんですけれども、今後見込としては何とかかなりそうなんですか。

○皆藤商工観光課長 今回の家賃補助に加えて、出店の時の費用も3件分程入れておりますので、予算の中では1本になってございますけれども、最初の投資の部分について、どの位来るのかまだ把握できないものですから、今、様子を見させていただいた上で、検討させていただきたいと考えております。

○勝田副委員長 分かりました。PRの方も是非お願ひします。

○寺内委員 商工観光課長、代表質問でもやったんだが、家賃の補助か改装費のどちらかを選んでではなくて、改装費は500万円じゃなくて50万円までなんだから、抱き合わせということで、応援していくということならば分かるけれども、どちらか選択では、若い人は事業欲が多いけれども、銀行から融資を受けるにしても、信用等についても、実績が無いからなかなか貸してくれないのが現状なので、だから、市役所が一生懸命自治金融等バックアップして応援してやらないと旧市内の商店街はなかなかシャッターを開けてくれないよ。PRの方も若干不足しているので、懸念される場所もあると思うけれども、50万円位なら家賃補助の方と一緒に出してやったらいいのではないかな。前向きに考えて下さい。これは要望でいいです。

○小坂委員長 要望ということでお願ひします。他に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 ここで休憩にしたいと思います。

(休憩：14時40分)

(再開：14時50分)

○小坂委員長 休憩前に続いて委員会を再開いたします。

○櫻井住宅営繕課長 159ページの方をお願いいたします。1目土木総務費でございます。土木総務費の方は、主に職員の人件費でございます。13節の委託費ですけれども、これは、各課から依頼を受けた公共施設の新改築等の営繕工事の設計積算工事に使用するデジタル複合機の保守管理委託料でございます。

○和田道路課長 同じく159ページをお願いいたします。2目地籍調査費でございます。地籍調査は、調査区域の一筆ごとの土地につきまして、境界の位置や面積の測量調査を行い、法務局備え付けの公図等を作成し登記を行う事業でございます。主な節についてご説明いたします。1節の報酬は、地籍調査における現地調査協力委員及び非常勤職員の報酬でございます。13節委託料の地籍測量委託料は、現在、

調査を継続しております右叡地区の現地調査や一筆ごとの地籍測量等を実施する経費でございます。160ページをお願いいたします。2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費は、道路や橋梁の管理に係る一般経費及び未整備道路での後退用地の取得費用や登記料並びに道路整備に関連する各協議会の負担金等でございます。主な節についてご説明いたします。13節委託料の道路台帳加除補正委託料は、前年度に実施しました道路改良工事等による道路形状の変更及び開発行為等で新設され、本市に帰属された道路につきまして、道路台帳の修正を行うための経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、161ページをお願いします。右側の説明欄をお願いします。急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり平成24年度から継続しております木田余地区の旧国道354号沿いの斜面の補強工事に係る本市の負担金でございます。1目の道路橋梁総務費につきましては、以上でございます。続きまして、2目道路維持費でございます。この事業は、市道の維持補修や橋梁の耐震補強及び長寿命化修繕といった維持管理に係る経費でございます。主な節でございますが、13節委託料は、道路の草刈及び道路面や側溝清掃の委託並びに街路樹剪定等の管理や道路施設の点検調査の実施により、舗装の修繕計画等を行うものの他、市道路線の橋梁につきましても、定期点検の結果から耐震補強や長寿命化修繕に先立ちました設計等を委託するものでございます。引き続き162ページをお願いいたします。15節工事請負費は、道路側溝等の排水施設及び舗装の破損した箇所を補修する一般補修工事や舗装の劣化した一定区間を打ち替える舗装打ち替え工事、また、市道路線の橋梁につきましては、耐震補強や長寿命化修繕工事を実施する経費でございます。続きまして、3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅工事や整備に伴う測量調査と設計の委託及び拡幅用地の買収費や物件補償等に要する経費でございます。13節委託料の測量と設計委託料は、道路拡幅用地の買収に伴う境界確認等の測量調査や用地測量及び工事の設計業務を委託するものでございます。また、神立駅東口歩行者専用道路の整備委託料は、神立駅周辺の区画整理に伴う歩行者道路の整備を一部、JR東日本へ委託施工するものでございます。15節工事請負費は、生活道路の新設改良工事及び交通安全施設工事等を実施するものです。また、バリアフリー化工事費は、川口運動公園の南側外周の両側歩道部につきまして、経年劣化等の損傷のため、茨城国体に向けた改修工事を行うものでございます。神立駅東口歩行者専用道路整備工事費は、JR東日本に委託する範囲以外の歩道本線を整備するものでございます。163ページをお願いします。引き続き道路新設改良費の17節でございます公有財産購入費は、拡幅改良工事に伴う用地取得費でございます。22節補償補填及び賠償金は、拡幅用地内の支障物件の補償費でございます。補償費の経費は、拡幅用地の立木やブロック塀等の工作物の他、拡幅に支障となる電柱や水道・ガス管といった地下埋設物の移設費用でございます。道路橋梁費は以上でございます。続きまして、3項河川費の1目河川総務費をお願いします。河川総務費は、主に茨城県から管理委託を受けております備前川と新川の河口

付近にそれぞれ設置されております排水機場の管理経費及び河川整備や治水に関連がございます各協会や同盟会等への負担金でございます。主な節としまして、下段の13節、委託料につきまして、164ページをお願いします。説明欄の1行目、ポンプ保守点検委託料は、排水機場内、ポンプ施設の点検費用でございます。また、ポンプ場緊急時運転管理委託料は、河川の増水時におけるポンプ稼動のための運転経費でございます。道路課からの説明は、以上でございます。

○岡田下水道課長 同じく164ページをお願いいたします。中段2目排水路維持費についてご説明いたします。都市下水路や調整池の維持管理費でございます。主なものは、排水路等の清掃委託でございます。次に165ページをお願いいたします。上段3目排水路整備事業費につきましては、都市下水路や小規模排水路の整備工事でございます。主な工事は、西根竹の入都市下水路及び田中三丁目地内の小規模排水路等の工事でございます。下水道課からの説明は以上でございます。

○佐々木都市計画課長 同じく165ページでございます。4項都市計画費1目都市計画総務費の主な事業につきまして、ご説明させていただきます。まず165ページの1節報償費では、都市計画審議会委員の報酬でございます。その他ですね、1枚おめくりいただきまして、13節委託料でございます。新規で2つございます。まず、箱の中の説明の3つ目でございますが、こちら平成32年度に都市計画の定期見直しに向けて、地域、地区等の調査を行うことと、その下でございますが、自転車のまちづくり構想、こちらは安心安全な快適な自転車通行の空間ということで、ネットワーク計画を策定するものでございます。その下15節工事請負費につきましては、亀城モール第Ⅱ期の工事に着手いたしたいというものでございます。このページ下から167ページに掛けましての負担金補助及び交付金につきましては、こちらは定期的なものですが、1つ新しいもので、補助金の3つ目でございますが、千代田神立ライン運行補助金というもので、今現在、かすみがうら市と連携しながら今年の10月1日から運行するものでございます。こちらは6ヶ月分の金額でございます。1枚おめくりいただきまして、168ページ22節補償補填及び賠償金についてでございますが、亀城モール第Ⅱ期工事に伴います補償でございます。説明につきましては以上でございます。

○岡田公園街路課長 引き続き168ページをお願いいたします。2目都市施設管理費は土浦駅、荒川沖駅、神立駅の広場、自由通路、うらら広場、モール505等の都市施設等の維持管理に関する経費でございます。13節委託料でございますが、各施設の清掃、エレベーター、エスカレーターの保守点検等の管理委託料でございます。169ページをお願いいたします。15節工事請負費の説明でございますが、土浦駅西口エスカレーター改修工事は、バスターミナル方面からペDESTリアンデッキに上がりますエスカレーターのステップに、錆が発生しており、放置すると、ステップが浮き上がり、事故の原因になることから改修を行うものでございます。説明は以上でございます。

○坂本建築指導課長 同じページの下段、3目建築指導費でございます。13節委託料

は、建築確認データ入力や旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断に係る委託料でございます。14節使用料及び賃借料は、システム使用料、指定道路情報公開用サイトのサーバー使用料でございます。170ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金は、各種協議会への負担金並びに既存建物改修費補助金等住宅と災害復旧資金利子補給金でございます。建築指導課からは以上でございます。

○佐々木都市計画課長 同じページの4目土地区画整理費につきましてご説明させていただきます。主なものといたしましては、19節の負担金補助及び交付金でございます。こちらは、神立駅西口地区区画整理につきまして、区画整理事業費の6割と3名分の職員の人件費を負担するものでございます。説明につきましては以上となります。

○岡田公園街路課長 同じく170ページの下段5目常名虫掛線街路事業費でございます。市道I級44号線、旧国道125号線から、虫掛地内、県道土浦小野線までの延長1,435メートルを道路幅16メートルに整備するため要する経費でございます。平成31年度末の暫定形での供用開始を目指します。15節工事請負費につきましては、暫定箇所を含めた道路改良舗装工事及び交差点改良舗装工事でございます。171ページをお願いいたします。17節公有財産購入費、22節補償補填及び賠償金は、交差点拡幅箇所の用地取得経費でございます。6目神立停車場線街路事業費でございます。神立駅西口地区土地区画整理事業に合わせ、神立駅西口広場から国道6号線までの区間を本市とかすみがうら市土地区画整理一部事務組合がそれぞれ整備を行っております。本市の施工延長283メートルの道路整備に要する経費でございます。平成31年度末の工事完成を目指します。7目真鍋神林線延伸道路整備事業費ですが、今月、3月28日に全線供用開始いたしますが、平成31年度は工事完成後の道路用地測量、道路台帳修正等を行います。同じく8目田村沖宿線延伸道路整備事業費でございます。こちら今月、3月25日に県道戸崎上稲吉線までの一部区間の供用開始を予定しております。I期事業は、その付近、戸崎上稲吉線からかすみがうら市方面へ残り100メートル分の整備箇所が残っておりますので、その部分の舗装改良を実施し、平成31年度末のI期事業の完成を目指すものでございます。172ページをお願いいたします。9目荒川沖木田余線街路事業費でございます。流域下水道前の県道真鍋神林線交差点から国道354号線までの延長1,300メートルを3車線から4車線へ拡幅整備に要する経費でございます。また、真鍋神林線交差点から南側、ローブ前、県道土浦港線につきましては、県と一体的な整備が必要となりますことから、新年度も橋梁予備設計委託料の計上をしております。15節工事請負費につきましては、470メートルの道路改良工事に要する経費を計上させていただいております。10目木田余神立線街路事業費でございます。都市計画道路中貫白鳥線から北へ、神立中央五丁目1号線までの延長328メートルの道路整備に要する経費でございます。平成31年度は、地権者1名の用地取得費、建物1棟の補償費の経費でございます。11目公園費でございます。市内272ヶ所の公園の維持管理に要する経費でございます。173ペ

ージをお願いいたします。13節委託料は、都市公園等の清掃、除草、樹木の伐採剪定等の管理委託及び乙戸沼水生植物園の花菖蒲の管理、植栽委託の経費でございます。15節工事請負費は、説明欄記載の乙戸沼周辺の工事費は、根上がりによるインターロッキングの破損個所の工事に要する経費でございます。174ページをお願いいたします。12目霞ヶ浦総合公園整備事業費でございます。13節委託料では、公園内の清掃、除草や草花の植栽、業務及びテニスコートの指定管理料でございます。15節工事請負費は、引き続き園路灯のLED化、花蓮園拡張工事及びテニスコートの補修工事に要する経費となります。なお、テニスコートは、現在、AからDまでの4コート、9面ございますが、Dコート2面分の修繕を予定しております。13目都市緑化事業費でございますが、13節委託料は、次ページにまたがりませんが、緑地の清掃、消毒、剪定、伐採等の委託及び説明欄の桜樹延命措置委託は、乙戸沼公園内の不良傾向にある既存樹の樹勢快方を図るための施肥の注入を実施するものでございます。14目総合運動公園建設費でございます。13節委託料は、暫定広場の日常管理及び公園用地内の草刈清掃の委託に要する経費でございます。15節工事請負費は、取得済み用地の有効利用を図るため、常名虫掛線沿いの多目的広場の整備に要する経費でございます。説明は以上でございます。

○佐々木都市計画課長 同じページ一番下の15目開発費でございます。こちらの主なものといたしましては、りんりんポート土浦の管理運営費が、今回、新たに入ってきております。このページ11節需用費の中の光熱費、一番下の役務費、通信運搬費、1枚おめくりいただいて13節委託料、草刈清掃委託、消防設備、機械警備、運営管理、これがりんりんポートの運営管理費でございます。その他、委託料の中の民間利用者の誘導支援委託料、こちらにつきましては、このりんりんポートに隣接する3.94ヘクタールにつきまして、民間事業者を活かした集客施設等の整備を促したいと、このような委託でございます。一番下、19節負担金補助及び交付金、こちら、定例的なものでございますが、特徴的なものと言えば、補助金の下から3つ目、まちなか定住の分でございますが、上と下の部分が今現在もやっております賃貸住宅家賃補助、住宅購入でございますが、こちらにつきましては、中心市街地へ住み替える世帯かつ新婚生活、子育て世代へ助成をすることと、さらに、真ん中のまちなか住宅転用につきましては、新たに、空きビル等を住宅へ転用する場合の補助につきましても、実施するというものでございます。説明につきましては以上となります。

○櫻井住宅営繕課長 177ページをお願いいたします。1目住宅管理費13節委託料につきまして、説明内容の下から3つ目の土浦市公営住宅等長寿命化計画策定委託料、それから、その下の用地測量委託料が新規となっております。こちらにつきましては、今年度、追加となっております。この公営住宅等長寿命化計画策定委託料につきましては、毎年実施しております市営住宅の長寿命化を図るための屋上防水改修工事を行うための設計計画の作成であります。また、用地測量委託は、常名第3住宅の敷地返還に伴います敷地周囲の測量と、それから、17節公有財産購入費

で予定している竹の入第2住宅団地内の管理用通路を土浦市道として購入するための測量費でございます。続きまして、14節使用料及び賃借料の主なものとしましては、5箇所分の市営住宅の借地料となっております。178ページをお願いいたします。17節公有財産購入費でございますが、こちらは竹の入第2住宅の借地を一部返還するに当たりまして、団地内にあります通路を市道とするための土地購入費でございます。以上でございます。

○岡田公園街路課長 予算書13ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の1段目、風車周辺花壇設置及び管理委託料でございます。当業務は、霞ヶ浦総合公園の風車周辺に、四季折々の草花を咲かせる等、年間を通して委託をする業務でありますことから、委託者に準備期間を与え、4月の年度当初からスムーズに着手可能にするため、債務負担行為の設定の承認をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○室町農林水産課長 220ページをお願いします。11款災害復旧費1項産業関係災害復旧費1目農業施設災害復旧費となります。この後、平成30年度補正予算案においても説明させて頂きますが、10月に発生しました台風24号における災害復旧関連予算で、農協系統農業災害資金で融資を受けまして、農業用施設等の復旧をする農業者に対して、負担軽減のために、県と市で利子助成を行うもので、9件分の利子補給金でございます。説明は以上でございます。

○坂本建築指導課長 同じページの下段、災害復旧費でございます。使用料及び賃借料でございますが、東日本大震災の被災者用民間賃貸住宅借上料でございます。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○寺内委員 1点は、道路課長、今までハード事業ばかりやって、ソフト事業はなかったよね。今度は多分、ソフト事業の方に予算を割いていくと思うんだけど、この今期の予算で、道路の改良や道路修繕について、要望について相当あると思うけれど、どれだけ要望を圧縮できるのか。

○和田道路課長 道路改良につきましては、今現在、要望の方が、過去12年程度の分といたしまして、まだ、70件程度ございます。今後この予算で、ハード面の整備をやってしたとしても、大分時間は掛かるとは思います。今後、その辺、工事の内容とかをで検討して、より安価な効果のある成果に努めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○寺内委員 やっぱり生活道路だから、今までは、ハード事業をやっていたから、ちょっと待っていて下さいってやってきたかと思うけれども、大体、大きな事業については、先が見えてきたので、今後は、生活道路とかも直してやらなくちゃと思うので、それは、要望で良いです。なるべく早めにやってあげて下さい。もう1つは、施設の中で、この前も話しをしたかと思いますが、エレベーターの保守点検料というのは、見積りか何かをもらっているのかな。土浦市のエレベーターというのは、フルメンテでやっているの。それとも、その時だけの定期的な点検なの。

- 岡田公園街路課長 定期的な点検です。その他に、日常の緊急等の対応も含め、やっ  
ていただいております。
- 寺内委員 ということは、フルメンテでやっているということなの。そのフルメンテ  
の内容について、エレベーターを設置すれば、毎年、メンテナンス料が掛かってく  
るんだよね。だから、安い単価でエレベーターの面倒を見てくれる業者があると思  
うので、そういうところに見積り取って、検討してもらえたらと思うんですよ。高  
い値段でエレベーターを設置しても、安い値段でエレベーターを設置しても、設置  
した業者のエレベーターの会社なんだから、安い値段で定期点検等をやってくれる  
ところがあれば、そちらを選ぶべきだと思います。そういうところに見積りを取っ  
て、検討していただければ良いと思うんですよ。答弁は良いから。
- 内田委員 3点程あります。前にやって、2つは言って1つは解決していることなん  
ですけども、荒川沖木田余線と国道354号線の拡張している所、ちょうど、志  
ち乃さんの手前の交差点の所の右折レーンの信号が短かったのも、その時間を長く  
してもらったお陰で、今はものすごく流れが良くなったの。もう1つ言ったものが、  
中高津と国分町、三番橋の所の信号、それは天川方面からカスミスターを左手に  
見た所の信号がありますが、あの信号に左折レーンを設けてもらわないと、夕方、  
ものすごい渋滞です。あの信号を過ぎると丸っきり空いているんです。なぜならば、  
左折する所の辺りに遊びというか、広い空き地があり、そこに駐車している人がい  
るんです。そこを利用すれば改善されると思うんですよ。これ1つ、道路課長よ。  
公園街路課長の方か。そういうことで、1つ、お願いしたいという話し。2つ目、昨  
日か一昨日の井上 議員の一般質問で、グリーン帯という言葉が何回も出ましたが、  
ところで、あれ、いつからグリーン帯って名前を付けたのか。黄色、エンジ色の所  
など色々ありますが。
- 和田道路課長 委員からありましたが、グリーン色以外にレンガ色っぽい所がある  
ということなんです、川口辺りでは黄色の所とか。過去には何色か使っているよう  
ですが、学校近辺の所はですね、中学校の所や小学校で、今は設置する所は、主に  
グリーン色を引かせていただいております。
- 内田委員 ということは学校に、まだ、幼児、児童の関連する施設の近所は、グリー  
ン色であるということ。そういう意味でグリーン帯ということ。
- 和田道路課長 学校近辺は、グリーン色を現在、引かせていただいておりますが、今  
後も、警察とか関係する所と調整しながら、子どもの通行量等そういったものを色々  
と調査した上で、入り口をグリーン色で引く箇所と、その他の所も含めて検討して  
いきたいと思っております。
- 内田委員 ということは、明確にこういう所には何色という確たる信念でやっている  
訳ではないよということなんだな。
- 柴沼建設部長 以前は、色の指定というか、決めて無く、実際には真鍋小学校の近く  
は、レンガ色で作っちゃっている所もあるんですよ。そういった中で、ここ数年、  
やはり、グリーン帯というのが全国的に広がってきてまして、ゾーン30というの



がありまして、そういった中で、いわゆる警察との協議の中で、学校周辺をグリーン色で絞ろうよと、それ以外の所は、レンガ色ということで、大分、住み分けができてきたところがございます。ただ、明確な基準というのが示されていないので、例えば、学校から何メートルまでがグリーン帯というものが無いので、それは、各自治体での判断ということで、今後の宿題というので、土浦市としては、学校から500メートル以内の所をグリーン帯のエリアにしようとかそういう基準作りだとか、幅員が何メートルの所にグリーン帯を設置しようか等、そこら辺の整理を今後して行こうかというところで動き出したところがございますので、よろしく願いいたします。

○内田委員 最後に、もう1つ。市道にならない行き止まりの道路ってあるよね。この問題、行き止まりの道路で、道路周辺に住宅等が数十件ある場合に、転回する部分があれば認定されるとすれば、市役所で、無償じゃなくて、路線価で買うというところまで踏み込めないのか。それならば、市民は助かるけれども。どうだろうか。皆で負担する形での寄付ということは難しいだろうね。例えば、市の方でセットバック部分を買うというようなルールを付けて、市が買収したという形にして市道にできないかどうか。と言いたいけれども、今すぐ結論出してくれと言っても出ないと思いますが、いかがですか。

○和田道路課長 現在は、お答えし辛いところなんですけれども、過去の事例等を調査した中で、検討してまいりたいと考えております。

○内田委員 実は、ある所で、売っても良いという話があるんですよ。だから1つよろしく。以上です。

○吉田(千)委員 何点かありますので、順次お伺いさせていただきます。まず1つ目、166ページの都市計画総務費の新しい事業ということで、13節委託料の地域地区等調査委託料なんですけど、この内容について教えて下さい。もう1つは、自転車のまちづくり構想策定委託料ということで、ネットワーク計画の話がございましたけれども、これ、どういう内容なのかについてと、それから、15節工事請負費の亀城モール整備工事費について、この3点についてお伺いさせていただきます。

○佐々木都市計画課長 166ページ、13節委託料の3つ目と4つ目かと思いますが、まず、地域地区等調査委託料でございますが、こちらにつきまして、平成32年度に定期的見直しを控えております。その中で、各地区等で用途を変更してほしい等々の要望が上がってきておまして、そちらを踏まえまして、全体的にも、用途を見直すための事前の調査を実施するものでございます。2つ目の自転車のまちづくり構想策定委託料につきましては、市長公室の方で、まちづくり構想というものを作っているところでございますが、都市計画課においては、その中で主に、路線のネットワーク計画ということで、国の指針におきましては、自転車道や専用通行帯、車道混在、この3つについて構想を進めた上で、生活系、観光系を決めた上で、国から何とか形にならないかという指示が来ておりますけれども、検討していきます。あと、15節工事請負費の亀城モールⅡ期工事につきましては、3月22日に供用

開始ということで、残りの部分につきまして、工事に着手したいという予算計上でございます。以上でございます。

○吉田(千)委員 平成32年度の見直し要望が上がってきているということでしたが、どのような要望が上がってきているのか、教えていただきたいのですが。

○佐々木都市計画課長 一番大きいところでは、真鍋のジョイフル山新ですか、ジョイフル本田での立て替えや増築等の話について相談等がありました。

○吉田(千)委員 176ページの15目開発費なんですけど、りんりんポート脇の民間事業者誘導支援委託料ということなんですけど、これは、こういった事業者を考えておられるのか。市民の人がここを活用して、賑わいを創出できる、水辺の交流ができることだろうと思いますが、こういうことで誘導したいなという構想があれば、お伺いしたいと思うのですが。

○佐々木都市計画課長 176ページの民間事業者誘導支援委託料についてのご質問ですが、現在、りんりんポート土浦は、基本計画に基づいて整備しておりますが、まず、市の方で、この拠点を整備することで、呼び水といたしまして、民間を動かそうという考えの下で、現在整備を行っているところでございまして、誘客・集客施設等が早期に入っていただけるような、手段、手法を民間のノウハウを活かしつつ、検討したいと考えております。以上でございます。

○吉田(千)委員 民間の手法を活かすということは、民間の事業者にも、一緒に参画していただく考えなのでしょうか。

○佐々木都市計画課長 その通りでございます。我々もこの手の話しは、素人でございますので、民間の長けた意見を踏まえて、早急に誘客施設等の誘致を図りたいと考えております。以上でございます。

○吉田(千)委員 りんりんポートができて、人の流れができてくるのだろうと思います。市民の皆様も大変期待をしているところだと思っておりますので、その期待に応えられるようなものが出来上がってくることを要望したいと思います。よろしく願います。以上です。

○小坂委員長 他に、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 異議もないようですので、予算特別委員会分科会の審査は、この程度にいたします。なお、予算特別委員会の全体会は、明日開催いたしますので、よろしく願います。それでは、引き続き産業建設委員会の審査に戻ります。それでは、議案第43号平成31年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○佐々木都市計画課長 予算書235ページをお願いいたします。平成31年度の予算につきましては、歳入歳出予算の第1条に示させていただいております歳入歳出そ

それぞれ5億7,597万円でございます。詳細につきましては、3枚おめくりいただきまして241ページをお願いいたします。241ページが、事項別明細の歳入でございます。繰入金と市債の方を計上させていただきました。1枚おめくりいただきまして、こちらが事項別明細書の歳出。公債費でございます。この歳出をご覧いただきまして、今年度と前年度で4,600万円程減額となっております。こちらにつきましては、平成20年度に取得いたしました駅前北地区市街地再開発事業の用地の一部の残債分につきましては、昨年度全額繰り上げ償還しましたことから、その分減額となったものでございます。その他、中央1丁目市街地再開発用地取得費他6事業に対する公債費の計上でございます。244ページにつきましては、歳入の詳細。245ページにつきましては、歳出の詳細。1枚おめくりいただきまして246ページにつきましては、地方債の現在高の調書となっております。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第43号平成31年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第43号は、原案どおり決しました。次に、議案第44号平成31年度土浦市駐車場事業特別会計予算を、執行部より説明願います。

○岡田公園街路課長 市営駐車場6カ所の管理運営のための経費でございます。歳入歳出の総額は1億4,196万4,000円で、前年度と比較いたしまして14.8%の減となっております。説明書で説明させていただきますので257ページをお願いいたします。歳入でございます。使用料につきましては、6カ所の市営駐車場の利用料金でございます。258ページをお願いいたします。一般会計繰入金でございます。西口駐車場の償還が、平成31年度で完了しますことから、前年度と比較いたしまして、大幅な減となっております。259ページをお願いいたします。3款繰越金は科目の計上でございます。260ページをお願いいたします。4款諸収入1目雑入は、新年度は、本年度はございました消費税の還付がございませんので、科目の計上でございます。261ページをお願いいたします。歳出でございます。1目業務管理費は、6カ所の市営駐車場の維持管理に要する経費でございます。13節委託料の説明欄、先程も触れさせていただきましたが、駅西駐車場トイレ改修工事実施設計委託料は、平成9年度の運用開始から21年が経過し、老朽化により支障が出てきているトイレの改修工事を実施するための委託設計でございます。15節工事請負費の説明欄、誘導灯交換工事は、避難口等の誘導灯112台の交換工事でございます。25節積立金は、今後の駐車場施設の設備更新等に備え、基金に積み立てするものでございます。28節繰出金は、これまで事業収入を保つため、一般会計からの繰入金を計上しておりましたが、駐車場整備に関わる公債費が今年

度で終了となりますことから、その繰入が不要となることから、逆に一般会計へ繰り出すものでございます。262ページをお願いいたします。2款公債費は、駅西駐車場の償還金でございます。263ページは、予備費で、前年度と同額100万円の計上でございます。264ページをお願いいたします。地方債の29年度末の額、平成30年度末の見込み額、平成31年末の見込み額でございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第44号平成31年度土浦市駐車場事業特別会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第44号は、原案どおり決しました。

次に、議案第48号平成31年度土浦市下水道事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○岡田下水道課長 予算書の373ページをお願いいたします。歳入歳出額の予算は、44億4,054万5,000円で、前年度との比較として、3億7,000万円の減となっております。詳細につきましては、説明書にてご説明いたします。385ページをお願いいたします。歳入でございます。1款受益者負担金につきましては、前年度の下水道工事箇所の受益に対しまして賦課するものでございます。386ページでございます。2款下水道使用料及び手数料でございます。1目下水道手数料につきましては、21億5,654万7,000円で、前年度から2,508万円の増を見込んでおります。387ページをお願いいたします。3款公共下水道、汚水、雨水整備に関わる国庫交付金につきましては、公共下水道、雨水整備事業費の減に伴いまして、前年度と比較いたしまして1億1,861万7,000円。32.3%の減となっております。388ページをお願いいたします。4款県支出金につきましては、森林湖沼環境税を財源といたしました湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金でございます。391ページをお願いいたします。7款諸収入につきましては、土浦、かすみがうら区画整理一部事務組合からの公共下水道整備基金受託事業の収入でございます。392ページをお願いいたします。8款市債1目下水道費債につきましては、公共下水道事業の際の減に伴いまして、前年度と比較いたしまして1億5,738万円、17.5%の減となっております。次に歳出についてご説明いたします。393ページをお願いいたします。1目下水道総務費につきましては、経常的な経費でございます。主なものにつきましては、13節委託料につきましては、平成32年度に地方公営企業法適用化移行委託料を計上してございます。394ページをお願いいたします。2目下水道維持費につきましては、下水道管渠やポンプ場等の維持管理の経費でございます。主な事業についてご説明いたします。委託料は、ポンプ場の運転管理委託や使用料徴収委託等でございます。また、本年度からストックマネジメント事業に基づきます点検調査委託と管渠、ポンプ場の

調査委託を計上しております。395ページをお願いいたします。3目水洗化普及費につきましては、水洗化普及のための経費で、主な事業といたしましては、下水道促進コンクールを予定しております。396ページ、397ページをお願いいたします。1目公共下水道整備事業費でございます。平成29年度末の人口普及率は88%ですが、未整備地区の解消のため上大津地区を中心に整備を進めてまいります。主なものについてご説明いたします。13節委託料につきましては、国道6号バイパス整備に伴う污水管布設工事の実施設計委託料を計上しております。雨水整備工事事業につきましては、木田余雨水幹線の整備、神立菅谷の雨水幹線のJR常磐線横断工事を行っております。また、菅谷地内の調整池整備工事を併せて進めております。次に下段の2目の流域下水道事業費につきましては、霞ヶ浦湖北流域下水道事業の市町村負担金でございます。398ページをお願いいたします。2款公債費は約定償還及び借り換えに伴う繰上償還金の計上となっております。377ページにお戻り願います。第2表継続費でございますが、こちらにつきましては、東筑波新治工業団地ポンプ場整備事業につきまして、平成31年度から平成33年度までの3年間の継続費でございます。総額及び年度額の設定をお願いするものでございます。378ページをお願いいたします。第3表債務負担行為につきましては、平成31年度から5年間において、下水道使用料徴収委託料が終了いたします。それから準備期間を設けまして、新たに徴収委託を締結するにあたり、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。379ページをお願いいたします。第4表地方債につきましては、事業に伴う起債の借り換えの限度額、借り入れる方法、利子、償還方法その他を設定するものでございます。下水道特別会計の説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第48号平成31年度土浦市下水道事業特別会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案どおり決しました。次に、議案第49号平成31年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○岡田下水道課長 予算書の409ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は1億2,086万2,000円で、12.7%の減となっております。詳細につきましては、説明書でご説明いたします。417ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目受益者分担金につきましては、新規加入予定者2件分の予算計上でございます。418ページをお願いいたします。2款1項1目農業集落排水使用料につきましては、現年度分と繰越分の予算計上でございます。419ページをお願いいたします。3款1項1目農業集落排水事業費につきましては、霞ヶ浦の水質浄化のため、森林湖沼環境税を活用した排水処理施設りん除去支援事業及び

下水道接続支援事業に対する補助金でございます。2項1目農業集落排水事業費交付金につきましては、施設の機能診断等のための交付金でございます。次に歳出についてご説明いたします。423ページをお願いいたします。1款1項1目農業集落排水事業管理費につきましては、農業集落排水処理施設6地区にあります処理施設やマンホールポンプ等の維持管理をするための経費の計上でございます。他のものについてご説明いたします。11節需用費につきましては、処理施設用薬品や燃料等でございます。次に13節委託料につきましては、6地区の処理施設やマンホールポンプ等の維持管理等の経費でございます。また、供用開始後20年以上経過した北部地区の農業集落排水施設の機能診断調査を予定しております。15節工事請負費につきましては、処理施設等の更新工事でございます。424ページをお願いいたします。19節負担金及び交付金につきましては、湖沼水質浄化下水道接続事業補助金でございます。425ページをお願いいたします。2款公債費につきましては、起債借入れに対します約定償還分でございます。412ページへお戻り願います。第2表債務負担行為につきましては、農業集落排水施設使用料徴収委託につきまして、期間と限度額の設定をお願いするものでございます。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○内田委員 2つ質問があります。1つは、428ページの地方債についてですが、29年度が2億6,000万円。30年度が2億4,000万円。31年度が2億2,000万円という、いわゆる返済をしている訳ですね、この返済は段々と減っていく訳ですね。これいつまで続きますか。

○岡田下水道課長 西根地区の整備事業に対しまして、借りたものが最後でございまして・・・。

○内田委員 その話をするのは、農業集落排水と下水道を一緒にしたらどうだよと。要するに、ボリュームが小さくなっている訳だよ。要は借入れと収入と合わせてやっていく訳だよ。収入のない部分は繰入金を出している訳なんだけれど、徴収方法も一緒にやるようになったんだし、この辺を、行政改革という訳じゃないんだが、いずれ、そういう時が来ても良いのかなと思いますが、如何なものか。

○岡田下水道課長 償還の借入れの返済につきましては、平成50年度まであります。また、公共下水道と農業集落排水事業につきましては、今後、農業集落排水で古くなった施設につきましては、公共下水道への接続替えというのでも検討していきたいと考えております。

○柴沼建設部長 それプラスですね、平成32年度から下水道事業も公営企業会計に移行しますので、そういった中で、今後、農業集落排水も、取り込んでいくことについても検討しておりますので、まずは、公共下水道も公営企業へ、水道と同じように踏み出しますので、その中でどんどん改革していくような形になっていくのかなと考えております。

○内田委員 いつまで借金を抱えているのかなという話もしましたが、一緒にすれば、

大した金額ではないが、逆に繰上償還すればということにできる訳ですよ。そんなことも一緒に。ただ、政府のお金を借りている訳なので、面倒なこともあると思いますが、その辺を含めて、よろしくお願いします。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第49号平成31年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第49号は、原案どおり決しました。次に、議案第50号平成31年度土浦市水道事業会計予算について、執行部より説明願います。

○小林水道課長 予算書431ページをお願いします。始めに、第2条業務の予定量でありますが、給水戸数は昨年度比で約1,300戸、給水量は前年度比約2万立方メートルの増加を予定してございます。次に、主な建設改良事業でありますが、配水管の新設・老朽管の布設替・配水場の施設の更新を行っていく予定でございまして、次の第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出につきましては、のちほど事項別明細でご説明いたします。432ページをお願いいたします。第5条債務負担行為につきましては、第2次土浦市水道基本計画の策定業務委託及び平成32年度から5年間の水道料金徴収委託について、債務負担を設定するものでございます。445ページをお願いいたします。平成31年度土浦市水道事業会計予算事項別明細でございまして、始めに収益的収入及び支出についてご説明いたします。まず、収入でありますが、第1款の水道事業収益につきましては、前年度と比べ6.1%、約2億円の増を見込んでございます。主な要因につきましてご説明します、次のページ446ページをお願いいたします。第3項第2目その他の特別利益、退職給付引当金戻入益として1億3,187万5,000円を収入として計上してございます。これは、平成26年度から制度改正によって、退職給付引当金を計上することになっておりまして、平成30年度末で2億4,325万5,000円となっております。この額の基準となっておりますのが、平成25年度に在籍した水道課の職員が、その時点で全員退職した時に必要な額でございました。この額を平成31年度から毎年、その時点での必要額に見直すこととなりました。結果、現在在籍している職員が全員退職した時に必要な額が1億1,138万円となりましたことから、その差額を戻し入れとして計上することになったものでございます。なお、これは実際の現金の動きのない会計上の処理でございまして、446ページにお戻り願います。支出でございまして、水道事業費用ですが、前年度と比べますと約7,100万円の増となっております。主な要因は、消費税の引き上げによるものでございます。第1目原水及び受水費は、消費税引上分を除くと前年度とほぼ同じでございまして、447ページをお願いいたします。第2目配水及び給水費は、前年度比約4,000万円の増となっております。次のページ448ページをお願いします。

委託料の説明欄の下から2行目にございます第2次水道基本計画策定委託料930万円と修繕費において、機械設備修理、新治配水場のポンプ・モーター及び自家発電機のオーバーホール分2,300万円の増によるものでございます。449ページをお願いいたします。第4目業務費につきましては、前年度比約300万円の増は消費税引き上げによるものでございます。450ページをお願いいたします。第5目総係費につきましても同様でございます。第6目減価償却費は、新右糸配水場分の増によるものでございます。453ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきましてご説明いたします。収入では、第1項企業債が、前年度比2,000万円の減となっております。これは、企業債残高が増加しないよう、毎年の企業債償還額を越えない範囲で借入れを行う計画によるものでございます。次に支出でございますが、454ページをお願いいたします。第1目配水設備費は前年度比約4,000万円の減となっております。委託料約3,200万円の減、工事請負費約1,000万円の減が主な要因でございます。次の第2目営業設備費は、前年度比約8,200万円の増となっております。固定資産購入費、旧右糸配水場撤去工事、昨年9月に補正をいただきました継続費の平成31年度分の増によるものでございます。平成31年度水道事業会計予算の概要のご説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第50号平成31年度土浦市水道事業会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませぬか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第50号は、原案どおり決しました。次に、議案第51号神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の施行に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について、執行部より説明願います。

○佐々木都市計画課長 別添の議案No.2の205ページをお願いいたします。こちらにつきましては、神立駅自由通路及び神立駅舎の供用開始につきましては、平成29年4月20日付で、本市とかすみがうら市の土地区画整理一部事務組合とで、業務委託を締結いたしまして進め、3月20日に全面供用開始となるところでございます。205ページの上から、名称、委託場所、委託内容と続きまして、契約金額の変更前、変更後をお示ししてございます。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第51号神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の施行に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、原案どおり決することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第51号は、原案どおり決しました。次に、議案第53号市道の路線の認定について、執行部より説明願います。



○和田道路課長 議案書の211ページをお願いします。市道路線の認定でございます。中地内の1路線につきまして、215ページをお願いいたします。認定路線の概要でございますが、中地内の国道125号バイパス沿いに位置します中114号線は、プリマム株式会社茨城工場の増設に伴った北側進入通路の延伸箇所に新設されました延長12.75メートル、幅員が8.17メートルの道路でございます。この路線は、これまで、国道6号の原の前交差点側から住宅地を通過しておりましたプリマム関係の大型車両の通行を少なくするために、工場の増設側から国道125号バイパスの側道へのアクセスとして新設された道路でございます。市道の認定の説明につきましては、以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第53号市道の路線の認定については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案どおり決しました。次に、議案第54号市道の路線の廃止について、執行部より説明願います。

○和田道路課長 議案書の217ページをお願いいたします。市道路線の廃止をお願いする1路線につきましては、神立東一丁目1号線の廃止でございます。221ページをお願いします。神立東一丁目1号線は、JR神立駅北側の線路上に架かっておりました延長101.3メートル、幅員が4.50メートルの神立跨線人道橋でございます。現在、整備中の神立駅西口地区区画整理事業の神立駅東西自由通路の開通に伴いまして、この程、既設の神立跨線人道橋が撤去されましたことから、認定を廃止するものでございます。市道路線の廃止につきましては、以上、1路線でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第54号市道の路線の廃止については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案どおり決しました。次に、議案第55号訴えの提起について、執行部より説明願います。

○櫻井住宅営繕課長 議案書223ページをお願いいたします。市営住宅の滞納家賃の納付及び明渡しを求めるものでございます。相手方は、西板谷住宅にお住いの2名の方でございます。住宅営繕課からは以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第55号訴えの提起については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案どおり決しました。次に、議案第56号土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合格約の変更について、執行部より説明願います。

○佐々木都市計画課長 同じ資料227ページをお願いいたします。神立駅自由通路及び神立駅舎については、整備が完了し、また、東口歩行者専用道路につきましては、国の補助制度の見直しを踏まえ、土浦市、かすみがうら市が、それぞれ整備を行うこととなりましたことから、こちら一部事務組合の規約から、この3つの事業の削除をいたしたいというものでございます。1枚おめくりいただきまして、227ページの規約の中から削除した文言及び削除後について別表にお示しさせていただきました。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第56号土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合格約の変更について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案どおり決しました。次に、議案第57号土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合格約の変更に伴う財産処分について、執行部より説明願います

○佐々木都市計画課長 資料231ページをお願いいたします。一部事務組合の規約の変更に伴いまして、神立駅自由通路におきましては、土浦市の方へ、また、一部事務組合にて取得しております神立駅東口歩行者専用道路につきましては、土浦市、かすみがうら市へ、それぞれ帰属いたしたいというものでございます。こちらには、財産を処分しようとする地番の方を掲載して付けさせていただいたものでございます。説明につきましては以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第57号土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合格約の変更に伴う財産処分について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案どおり決しました。次に、議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)～第1表歳入歳出予算補正歳出中第5款(農林水産業費)、第6款(商工費)、第7款(土木費)、第11款(災害復旧費)中第4項(産業関係災害復旧費)、第3表繰越明許費中第5款(農林水産業費)、第7款(土木費)について、執行部より順次説明願います。

○矢口農業委員会事務局長 追加議案の31ページをお願いします。第5款農林水産業

費 1 項農業費 1 目農業委員会費につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績に対して、報酬として支給するための県の交付金が、当初予定よりも増額になったことから、歳入と同額の補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○室町農林水産課長 同じページ、3 目農業振興費 1 9 節負担金補助及び交付金及び次の 5 目農業近代化対策費 2 1 節貸付金につきましては、共に事業費確定による減額補正をお願いするものでございます。次に、8 目農地費につきましては、県単補助事業に該当する地区が 1 地区増えたことにより、県補助金が歳入増となることによる財源補正となります。次の 2 項 1 目林業振興費 1 1 節需用費につきましては、県産材を活用した木製品を P R していく事業でございます。3 0 年度の県枠補助拡大に伴います補正増をお願いするものでございます。1 3 節委託料は、身近なみどり整備推進事業委託料の確定により、減額補正をお願いするものです。私からの説明は以上となります。

○皆藤商工観光課長 引き続き 3 1 ページをお願いいたします。1 番下の欄の 6 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費でございます。こちらは 9 6 9 万円の減額補正をお願いをするものでございます。1 枚おめくり願ひまして 3 2 ページをお願いいたします。内容につきましては、自治金融制度利子補給金の減額でございます。理由といたしましては、やはり、最近の利用者の減、また、今まで借りていた方が終了したことが原因でございます。続きまして、3 目商業近代化促進事業費 2 8 6 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。こちらの事業といたしましては、活性化バス運行事業の補助金の増額でございます。理由といたしましては、運転収入が当初の見込み額より少ない状況が続くまま、事業費の不足が見込まれるためでございます。続きまして、5 目観光費でございます。9 3 万 6, 0 0 0 円の減額補正をお願いするものでございます。事業といたしましては、サイクリングマップのアプリケーション作成委託でございます。こちらは、当初、アプリケーションの作成を予定しておりましたが、費用対効果を再検討いたしまして、既存のポータルサイトを活用したことによるものでございます。続きまして、6 目花火大会費でございます。こちらは 5 1 1 万 3, 0 0 0 円の減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、花火大会プロモーション事業委託料において、花火大会映像上映事業として、首都圏向けの P R として、花火大会前の 7 日間、渋谷駅前、秋葉原駅前での大型スクリーンで実施する予定でございましたけれども、費用対効果、また、P R 等を勘案いたしまして、花火大会への主要な交通手段である J R 駅構内や、電車内での P R 動画上映を実施したことによる契約差金でございます。説明は以上でございます。

○和田道路課長 同じく 3 2 ページの 7 款土木費の 1 項土木管理費の 2 目地籍調査費でございますが、交付金の確定により、事業費の不足分を単独費に移行するものでございます。続きまして、2 項道路橋梁費の 1 目道路橋梁総務費の 1 3 節委託料の道路台帳加除補正委託につきまして、県道の移管延長等、数量の変更に伴う減でござ

います。33ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金につきまして、現在、県主体の急傾斜地工事につきまして、県の事業費確定に伴います負担金の減でございます。2つ目の2目道路維持費の13節委託料は、道路の状況等を調査する舗装修繕計画策定委託料の入札差金分でございます。また、橋梁定期点検につきましては、交付額の確定に伴い、委託料を減するものでございます。15節工事請負費の減につきましては、舗装打替え工事の入札差金でございます。続きまして、3目道路新設改良費は、工事費等の一部を起債に充てるものでございます。説明については以上でございます。

○岡田下水道課長 同じく33ページ、3項河川費3目排水路整備事業費につきまして、交付金の確定に伴う財源の更正でございます。以上でございます。

○佐々木都市計画課長 同じページの下、4項都市計画費1目都市計画総務費でございます。こちら、まず、15節工事請負費につきましては、第Ⅱ期亀城モール整備工事につきまして、現在、用地交渉等調整中ございまして、今年度の工事費につきましては、減額いたしたいというものでございます。1枚おめくりいただきまして、一番上19節負担金補助及び交付金でございますが、まず、負担金といたしまして、こちら、バス運行対策費負担金に対しまして、県において、複数路線にまたがる赤字路線に対しまして補助を出すものでございますが、その要件として、関係市町村から2分の1の負担金を取っているということで、この額が今般、決定しましたことから、それに伴う補正でございます。その下の協働のまちづくりファンド事業でございますが、こちらにつきましては、今年度は1件ということで、残りにつきまして1,500万円について減額いたしたいというものでございます。その下、25節積立金につきましては、まちづくり基金の利子が確定いたしましたことからの増額補正でございます。28節繰出金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、土浦駅前北地区再開発事業の用地につきまして、昨年度全額繰上げ償還したことに伴う減と、その下、土浦駅前北地区再開発事業特別会計と下水道事業特別会計につきましては、事業費確定に伴う補正でございます。以上でございます。

○岡田公園街路課長 同じページ、2目都市施設管理費14節使用料及び賃借料、モール505の照明器具をLED化するため、リース契約で実施しました。入札差金によります減額補正でございます。19節負担金及び交付金につきましては、アルカス土浦内にあります公衆トイレの管理負担金の減によります減額補正でございます。28節繰出金は、駐車場使用料の減収によります減額補正でございます。説明は以上でございます。

○佐々木都市計画課長 同じく4目土地地区画整理費でございます。こちら13節委託料でございますが、先程、一部事務組合の規約の変更につきまして説明をさせていただきました。自由通路とか駅舎の橋上化について、実際、工事を実施しておりますJR東日本において、工事費が縮減されましたことからの減でございます。説明につきましては以上でございます。

- 岡田公園街路課長 同じく5日常名虫掛線街路事業費でございます。常名虫掛線の街路事業費につきましては、国の2次補正予算に伴います補正等でございます。8目田村沖宿線延伸道路整備事業費、9目荒川沖木田余線街路事業費、10目木田余神立線街路事業費につきましては、それぞれ、国の交付金の配分の減により事業費確定に伴います減額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。
- 室町農林水産課長 同じ2枚ページをおめくりいただきまして、39ページをお願いいたします。一番下の欄、11款災害復旧費1目農業施設災害復旧費については、10月に発生いたしました、台風24号によります災害復旧関連の補正でございます。説明の欄でございます。土浦市農協系統農業災害資金利子給付金は、農協系統農業災害資金で融資を受けて農業用施設等の復旧をする農業者に対して、負担軽減のために、利子助成を行うもので、申込み9件分の利子補給金です。1枚おめくりいただきまして、40ページをお願いいたします。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金につきましては、被災しました農業施設の復旧に関わる補助金、農業用ハウス5棟分に対する補助金となります。説明につきましては以上でございます。
- 和田道路課長 大変申し訳ございませんが、8ページの方をお願いいたします。第3表繰越明許費補正でございます。上から3つ目の7款土木費の2項道路橋梁費につきまして、橋梁耐震対策事業及び以下の3事業は、年度内の完了が困難なことから、繰越をお願いするものでございます。説明につきましては、以上でございます。
- 岡田下水道課長 同じく、3項河川費でございます。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業におきまして、年度内の完成が見込めないことから繰越をお願いするものでございます。説明につきましては以上でございます。
- 岡田公園街路課長 同じく、4項都市計画費でございます。神立駅西口地区土地区画整理事業及び常名虫掛線街路事業他6事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから、繰越をお願いするものでございます。説明につきましては以上でございます。
- 室町農林水産課長 同じページでございます。5款農林水産費1項農業費一般地帯土地改良事業農道かんがい排水事業の繰越明許費の補正ですが、12月議会において繰越明許費承認を頂きました常名3期地区排水路整備工事に他に、今回、木田余地区農道整備工事を追加で、繰越明許費の補正をお願いするものです。説明につきましては以上でございます。
- 小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。  
(「なし」という声あり)
- 小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)～第1表歳入歳出予算補正歳出中第5款(農林水産業費)、第6款(商工費)、第7款(土木費)、第11款(災害復旧費)中第4項(産業関係災害復旧費)、第3表繰越明許費中第5款(農林水産業費)、第7款(土木費)は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第58号は、原案どおり決しました。  
次に、議案第59号平成30年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部より説明願います。

○佐々木都市計画課長 同じ資料44ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ2億3,017万2,000円を減額いたしたいというものでございます。詳細につきましては、2枚おめくりいただきまして、49ページには歳入といたしまして、繰入金と市債を付けさせていただきます。1枚おめくりいただきまして50ページには歳出、公債費でございます。減額の理由でございますが、平成20年度に取得いたしました土浦駅前北地区再開発事業で、昨年度に、全額繰上げ償還させていただきます。今年度償還が不要となりましたことから、減額補正をいたしたいというものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。  
（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第59号平成30年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第59号は、原案どおり決しました。  
次に、議案第60号平成30年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部より説明願います。

○岡田公園街路課長 議案書55ページをお願いいたします。駐車場使用料の減に伴います、財源更正のため歳入歳出の増減はございません。補正内容につきましては60ページをお願いいたします。1款使用料1目駐車場使用料につきましては、利用者減によります減額補正でございます。2款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金につきましては、駐車場使用料の減額補正分の増額補正でございます。4款諸収入1目雑入は、土浦駅東駐車場の大規模補修工事により、消費税還付金の増によります増額補正でございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。  
（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第60号平成30年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第60号は、原案どおり決しました。  
次に、議案第64号平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について、執行部より説明願います。

○岡田下水道課長 追加議案93ページをお願いいたします。補正額は、歳入歳出8億4,041万1,000円を減額し、総額を47億3,290万8,000円とする

ものでございます。内容につきましては、100ページをお願いいたします。歳入で  
ございます3款国庫支出金1項国庫交付金につきましては、公共下水道（雨水）整  
備交付金の減でございます。8款市債につきましては、公共下水道事業費債及び流  
域下水道事業費債の減でございます。次に歳出についてご説明いたします。101  
ページをお願いいたします。1款下水道費1項下水道管理費2目下水道維持費につ  
きましては、事業費の確定に伴います下水道管渠更生工事等の減でございます。次  
に中段、2項下水道建設費1目公共下水道整備事業費につきましては、歳入による  
予算の更正でございます。2目流域下水道費につきましては、県事業費の減に伴い  
まして、市町村負担金の減でございます。2款公債費につきましては、利子の確定  
に伴います減額補正でございます。96ページをお願いいたします。第2表繰越明  
許費でございます。年度内に完了が見込まれない下水道管理費の2事業、下水道建  
設費の3事業、合わせて5事業の繰越をお願いするものでございます。次に97ペ  
ージをお願いいたします。第3表地方債補正につきましては、限度額の変更をお願  
いするものでございます。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○内田委員 特別会計の規模、金額、前はもっと大きかった気がするんですよ。毎年規  
模は小さくなってくるよね、借金が減ってくるから。そういう流れだよ、長期的  
に見ると。違いますか。

○岡田下水道課長 公共下水道事業費でございますが、汚水整備につきましては、18%  
の整備が完了しておりまして、事業費が減少しております。それに伴いましての起  
債借り入れ等の額も減少しておりまして、事業費は縮小傾向にあります。ただ、今  
後、管渠等、ポンプ場等、耐用年数が50年を過ぎておりますので、維持管理の方  
が掛かってくるのではないかと考えております。

○小坂委員長 他にございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第64号平成30年度土浦市下水道事  
業特別会計補正予算（第4回）は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第64号は、原案どおり決しました。

次に、議案第65号平成30年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計  
補正予算（第1回）について、執行部より説明願います。

○佐々木都市計画課長 同じく追加議案103ページをお願いいたします。歳入歳出そ  
れぞれ2、287万円を減額いたしたいというものでございます。詳細につきましては、  
108ページと109ページに、歳入歳出予算事項別明細書の方を付けさせ  
ていただきました。土浦駅前北地区再開発事業につきましては、今年度清算業務と  
いうことでございまして、権利者であるりそな銀行と土浦市が権利者となってい  
るところでございますが、それぞれの清算額が確定するとともに、消費税還付金額に  
つきましても、確定する等、事業費の確定に伴う補正でございます。説明についま

しては以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第65号平成30年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回)は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案どおり決しました。次に、報告事項に入ります。アの工事発注状況報告別添資料1については、各自で目を通していただくということで、説明の方は省略させていただきます。その他に、執行部から何かございますか。

○皆藤商工観光課長 自転車に関する保険等についての資料を1枚お配りさせていただいたのですが、事前委員会の時に、吉田(千)委員の方からお話をいただきまして、こちらでお調べさせていただきましたものを掲載させていただいております。自転車の保険につきましては、色々和您いまして、個人賠償責任保険、自転車向け、自動車保険、火災保険、傷害保険、それぞれに付帯の保険が付いてございます。また、団体保険では、会社で入れるもの。あと、PTAが入れるもの。共済は全労済、市民労災等があります。TSマーク付帯保険というのもございます。こちらにつきましては、自転車の整備をしていただいた時に、受けられるものなんですけれども、中身は、安全整備士が点検確認した普通自転車にはシールが貼られまして、このマークがあれば、損害保険、賠償責任保険、障害見舞金というものが出るというものでございます。この保険につきましては、観光協会、ル・サイク、広域レンタサイクルの自転車が全て、こちらに入っておりますので、それを借りた方が事故等をした場合には、これらの保険が下りるというものでございます。また、小中学校等の通学については、学務課の方で、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度がございまして、市内の小中学校で自転車での登下校時に、自ら転んでけがをした場合には、保険が下りますよというものに加入しているというものでございます。ただ、この保険につきましては、相手にけがをさせた場合には保険が下りませんので、児童生徒等が乗っている自転車にTSマーク付帯保険で安全整備を受けていただくことで、対応していただくという状況となっております。また、どの位の人がサイクリスト保険に加入していただいているのかということをお調べさせていただいたのですが、現在、正確な数字が出ていない状況でございます。説明の方は以上でございます。

○吉田(千)委員 ありがとうございます。最近、非常に自転車に乗る人が多いということで、新聞報道等にもありましたが、自転車と自動車の台数ということでは、自動車に並ぶくらいに自転車の台数が多くなってきております。大きな事故になりますと2013年には、中学生が自転車で坂を下る際に、小学生をはねてしまい、重傷を負った事故をめぐる裁判で、小学生の保護者に約9,500万円の賠償を



命じたという判決が出たと、こんな事例もございますので、その辺をこれからもしっかりと、TSマークが付いた自転車でない小学生あるいは中学生、高校生、一般の方もそうですけれども、相手がいる場合の損害賠償が出ないということですので、事故が無いというのが一番ですけれども、政策企画課の方も関係してくるのかなと思います。保険の付いた自転車に乗っていただくか、そういったことも含めて、保険等の加入について、どうアピールしたら良いか、安全で楽しく自転車に乗っていただくかを今後の検討課題といたしまして、お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○皆藤商工観光課長 土浦桜まつり、花火と桜プロジェクトマッピングということで、2枚チラシをお配りさせていただきました。桜まつりが3月27日(土)から4月7日(日)まで開催を予定しております。また、まちなか桜めぐりバスや亀城公園、桜川、新川他でのライトアップ、ぼんぼり等を実施する予定でございます。また、プロジェクトマッピングでございますが、桜まつりと合わせて、3月22日(金)、23日(土)午後7時から午後8時30分まで、市役所本庁舎東側壁面で実施する予定でございます。説明につきましては、以上でございます。

○和田道路課長 本日は、お手元に緊急輸送道路における新設電柱の占用の制限の資料をお配りさせていただきました。こちらは、地震等の災害が発生した場合について、緊急輸送道路の電柱の倒壊により、緊急車両や一般の通行に支障をきたすことから、緊急輸送道路の電柱につきましては、平成28年12月に施行されました無電柱化の推進に関する法律に基づきまして、茨城県の方では、平成30年4月1日より、県が管理する県道等、緊急輸送道路における電柱の新設を制限するところでございますが、土浦市におきましても、地図に表示させております、①から⑤の接続する国道、県道等、緊急輸送道路に指定されておりますが、こちらの接続箇所から災害拠点となります医療機関及び広域の避難地等に至る緊急輸送道路の5つの路線につきまして、県や警察との協議により、電柱の新設を制限するものでございます。制限開始の時期としましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○内田委員 電線地中化をやるの。

○和田道路課長 こちらの緊急輸送道路につきましては、電線地中化ではなくて、今後、電柱が新設で建てられなくなるというものです。

○内田委員 今あるやつはどうするの。

○柴沼建設部長 今あるのは、原則として電柱があると倒れちゃうので、電柱を建てない路線、国道、県道はまず、平成30年4月1日に指定しました。市道は、まだ、指定されていないので、市道も同じようにやって下さいという話しになりました。新しく電柱を建ててはだめだよということで、今ある電柱は退かせということではありません。緊急輸送道路には、電柱を無くして行こうよというような取り組みです。早急に電柱が無くなることではございません。

○小坂委員長 その他執行部の方から何かございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 無ければ、執行部の皆様、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。委員の方には、協議事項がございます。

(執行部退席)

○小坂委員長 予算特別委員会全体会が、3月15日(金)午後1時から第1委員会室、全員協議会が3月19日(火)午後1時15分から、第1委員会室で行われます。出席、よろしく願いいたします。委員の方から他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 それでは以上で、産業建設委員会を閉会いたします。